

美術作品の管理及び活用

対象受検機関：府民文化部都市魅力創造局文化・スポーツ課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)												
<p>1 「大阪府現代美術コレクション」の保有・管理状況                      大阪府では、「大阪府現代美術コレクション」として、作品データベース上7,859点（評価額4,553百万円）の美術作品を保有している（寄託作品77点を含む）。美術作品は、主に現代芸術文化センター構想の整備を推進していた際に集められたものであるが、当該構想は平成13年に中止が決定し、平成19年を最後に美術作品の受入れは行っていない。美術作品の収蔵場所は、大阪府立江之子島文化芸術創造センター（以下「センター」という。）及び咲洲庁舎である。                      美術作品は、財産管理をするための備品出納簿と現物管理をするための作品データベースに登録されている。備品出納簿は、大阪府が管理を行っており、作品データベースは、センターの指定管理者が管理を行っている。</p> <p>2 平成22年度監査結果を受けた照合作業                      24点の絵画が所在不明となっていることが明らかになった平成22年度の監査において、作品データベース上で作品ごとに割り振られた作品ID番号では、保管場所・位置を特定することができず、円滑に作品データベース上の作品と現物とを確認できる状況にないものが見受けられるなど、管理体制が不十分である旨の委員意見が出されている。                      この委員意見を受け、作品データベースに未登録となっていた作品の登録等を含む照合作業を進めており、その作業途上で所在不明となっていた絵画5点を発見した。平成27年6月時点では、下表のとおり備品出納簿と作品データベースに差異が生じている。</p>	<p>1 現物には、大阪府財務規則第74条第2項で求められている備品番号は記載されておらず、財務規則の運用第74条関係但し書きにある「他の方法によりこれに代えることができるもの」として、作品データベース上で割り振られている作品ID番号が記載されている。しかし、備品出納簿には作品ID番号の記載がなく、現状では、備品出納簿と作品ID番号は関連付けされていない。</p> <p>2 平成22年度から継続して実施している作品データベースと現物との照合作業の結果、現在、平成22年に所在不明を公表した作品以外に、所在不明の美術作品が3点ある。</p> <p>3 過去3年間の美術作品の活用割合については、約13%から15%である。担当課は「近隣の美術館と比べても遜色ない活用を行っている」としているが、常設の展示場がない状況においては、活用の方法に制約がある。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【大阪府財務規則】                      (物品の分類の決定等)                      第74条                      2 物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又は出先機関名の表示をしなければならない。</p> <p>【財務規則の運用】                      第74条関係 規則第74条第2項の「表示」は、品名、番号、所属等を記載したラベルを備品の見やすいところに貼付けて行うものとする。ただし、その性質、形状、用途によってこれにより難しいときは、他の方法によりこれに代えることができるものとする。</p> </div>	<p>平成27年度中に、現物、作品データベース及び備品出納簿の三者の関連付けを実施するとともに、所在不明となっている美術作品についても適正な処理手続きを行われたい。</p> <p>美術作品をより効果的に活用するための将来的な方向性について、府が保管する必要性等も含め、幅広く検討を進められたい。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 30%;">データの個数</th> <th style="width: 30%;">評価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備品出納簿</td> <td>7,683点</td> <td>4,483百万円</td> </tr> <tr> <td>作品データベース</td> <td>7,859点</td> <td>4,553百万円</td> </tr> <tr> <td>差異</td> <td>176点</td> <td>70百万円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	データの個数	評価額	備品出納簿	7,683点	4,483百万円	作品データベース	7,859点	4,553百万円	差異	176点	70百万円		
名称	データの個数	評価額												
備品出納簿	7,683点	4,483百万円												
作品データベース	7,859点	4,553百万円												
差異	176点	70百万円												
<p>(注：文化・スポーツ課提出資料 平成27年6月18日現在)</p>														
<p>作品データベースと備品出納簿では、作品の数え方の違いや作品データベースにのみ寄託作品を登録していることなどにより、データの個数及び評価額は必ずしも一致するものではないが、上記差異の原因は明らかになっておらず、調査継続中である。</p>														

3 美術作品の活用状況

美術作品の公共施設への貸出し等の活用は、平成24年度から、センターの指定管理者が行っている。大阪府所蔵美術作品貸出規程に基づき、貸出しは、原則として無償であるが、貸し出した美術作品の輸送及び展示に要する経費、保険については、すべて借受人の負担となっている。

平成24年度から平成26年度までに美術作品活用の年度目標及び実績は下記の表の通りである。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度目標	1,250点	1,250点	1,000点
活用実績	1,199点	1,028点	1,020点

○大阪府所蔵美術作品貸出規程

(貸出条件)

第6条 指定管理者は、美術作品等の貸出しを承認する場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

一 貸し出した美術作品等（以下「貸出作品等」という。）の輸送及び展示に要する一切の経費は、貸出しを受けたもの（以下「借受人」という。）の負担とする。

二 貸出作品等に関しては、借受人が、輸送及び展示にかかる保険をかけるものとする。（以下略）

(貸出し)

第7条 美術作品等の貸出しは、原則として無償とする。

措置の内容

現物、作品データベース及び備品出納簿の三者の関連付けについて、照合作業を実施し、相違点を把握した。

その後、当該相違点の原因を分析・特定し、その結果に基づき、備品出納簿及び作品データベースの修正作業を実施し、平成28年3月28日に完了した。そのなかで、最終的に所在不明が確定した作品3点については、作家への説明等を行い、備品出納簿から除外した。

また、美術作品の活用方法として、監査結果を踏まえ、平成27年11月10日から29日の間、センターにおいて、年度当初の計画では予定していなかった「大阪府20世紀美術コレクション」の展示を実施し、来館者に観覧していただいた。

さらに「大阪府20世紀現代美術コレクション」の活用・貸出について、センターのホームページで募集を行ってきたが、新規作品貸出先の開拓のために、平成28年1月29日にホームページをリニューアルし、公共的な空間を管理する方々に美術作品の貸出事業について周知を行っている。

今後も、センター内外での展示機会を増やすとともに、創造的活用事業という観点から単なる作品展示にとどまらず、本物の作品に接してもらうセンターならではの作品活用を通じて、効果的な活用事業を企画・実施する。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年8月5日、事務局：平成27年6月18日から同年7月9日まで）